

北里綜合法律事務所 弁護士報酬基準

■ご相談・依頼時の費用に関するご案内 ※費用については提示されている金額に消費税が加算されます。

法律相談等の費用について		
事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額
1. 法律相談	初回市民法律相談	30分ごとに5,000円から1万円の範囲内の一定額
	一般市民法律相談	30分ごとに5,000円
2. 書面による鑑定	鑑定料	複雑・特殊でないときは10万円から30万円の範囲内の額

民事事件の費用について		
事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額
1. 訴訟事件 (手形・小切手 訴訟事件を除く) ・非訟事件 ・家事審判事件 ・行政事件 ・仲裁事件	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合…経済的利益の8% 300万円を超え3000万円以下の場合…5% + 9万円 3000万円を超え3億円以下の場合…3% + 69万円 3億円を超える場合…2% + 369万円 ※着手金の最低額は10万円
	報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合…経済的利益の16% 300万円を超え3000万円以下の場合…10% + 18万円 3000万円を超え3億円以下の場合…6% + 138万円 3億円を超える場合…4% + 738万円
2. 調停事件及び 示談交渉事件	着手金及び報酬金	1に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1又は5の額の2分の1 ※着手金の最低額は10万円
3. 契約締結交渉	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合…経済的利益の2% 300万円を超え3,000万円以下の場合…1% + 3万円 3,000万円を超え3億円以下の場合…0.5% + 18万円 3億円を超える場合…0.3% + 78万円 ※着手金の最低額は10万円
	報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合…経済的利益の4% 300万円を超え3,000万円以下の場合…2% + 6万円 3,000万円を超え3億円以下の場合…1% + 36万円 3億円を超える場合…0.6% + 156万円
4. 督促手続事件	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合…経済的利益の2% 300万円を超え3,000万円以下の場合…1% + 3万円 3,000万円を超え3億円以下の場合…0.5% + 18万円 3億円を超える場合…0.3% + 78万円 ※訴訟に移行したときの着手金は、1又は5の額と上記の額の差額とする。 ※着手金の最低額は5万円

	報酬金	1又は5の額の2分の1 ※報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求ができる。
5. 手形・小切手 訴訟事件	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合…経済的利益の4% 300万円を超え3,000万円以下の場合…2.5% + 4.5万円 3,000万円を超え3億円以下の場合…1.5% + 34.5万円 3億円を超える場合…1% + 184.5万円 ※着手金の最低額は5万円
	報酬金	事件の経済的な利益の額 300万円以下の場合・・・経済的利益の8% 300万円を超え3,000万円以下の場合・・・5% + 9万円 3,000万円を超え3億円以下の場合・・・3% + 69万円 3億円を超える場合・・・2% + 369万円
6. 離婚事件	着手金・報酬金 (調停事件・ 交渉事件)	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額 ※離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。
	着手金・報酬金 (訴訟事件)	それぞれ30万円から60万円の範囲内の額 ※離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。
7. 境界に関する事件	着手金・報酬金	それぞれ30万円から60万円の範囲内の額 ※2 ※1の額が上記の額より上回るときは、1による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する 手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。
8. 借地非訟事件	着手金	借地権の額が5000万円以下の場合： 20万円から50万円の範囲内の額 借地権の額が5,000万円を超える場合： 上記の『標準となる額』に5,000万円を超える部分の0.5%を加算した額
	報酬金 (申立人の場合)	申立の認容： 借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。 相手方の介入認容： 財産上の給付額の2分の1を経済的利益の額として、1による。
	報酬金 (相手方の場合)	申立の却下又は介入権の認容： 借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。 賃料の増額の認容： 賃料増額分の7年分を経済的利益の額として、1による。 財産上の給付の容認： 財産上の給付額を経済的利益の額として、1による。
	着手金	1の着手金の額の2分の1。 審尋又は口頭弁論を経たときは、1の着手金の額の3分の2。 ※着手金の最低額は10万円

9. 保全命令 申立事件等	報酬金	事件が重大又は複雑なとき …1の報酬金の額の4分の1 審尋又は口頭弁論を経たとき …1の報酬金の額の3分の1 本案の目的を達したとき …1の報酬金に準じて受けることができる。
	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。	
10. 民事執行事件	着手金 (民事執行事件)	1の着手金の額の2分の1
	報酬金 (民事執行事件)	1の報酬金の額の4分の1
	着手金 (執行停止事件)	1の着手金の額の2分の1
	報酬金 (執行停止事件)	事件が重大又は複雑なとき…1の報酬金の額の4分の1
	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。 この場合の着手金は、1の3分の1を限度とする。 ※着手金の最低額は5万円。	
11. 破産・会社 整理・特別精算、 会社更生の 申立事件	着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 事業者の自己破産…50万円以上 非事業者の自己破産…20万円以上 自己破産以外の破産…50万円以上 会社整理…100万円以上 特別精算…100万円以上 会社更生…200万円以上 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異議申立事件を含む）のみを受任した場合の着手金は（2）の2分の1。
	報酬金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、配当試算、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する）ただし、前記(1)(2)の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。
	※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。	
12. 民事再生事件	着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1)事業者…100万円以上 (2)非事業者…30万円以上 (3)小規模個人及び給与所得者等…20万円以上
	執務報酬	再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、協議により、執務量及び着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める報酬を受けることができる
	報酬金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定する。なお、具体的な算定にあたっては執務報酬の額を考慮する。）ただし、再生計画認可決定を受けたときに限り受けることができる

	※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。 ※民法再生法235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む）の着手金は、上記の着手金(2)(3)の2分の1、報酬金は、上記の報酬金の算定方法を準用する。	
13. 任意整理事件 (11の各事件に 該当しない債務 整理事件)	着手金	資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じ、 それぞれ次に掲げる額 (1)事業者の任意整理 50万円以上 (2)非事業者の任意整理 20万円以上
	報酬金	イ 事件が精算により終了したとき (1)弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額（債務の弁済に供すべき資産の価額。以下同じ）につき 500万円以下の場合…15% 500万円を超え1,000万円以下の場合…10% + 25万円 1,000万円を超え5,000万円以下の場合…8% + 45万円 5,000万円を超え1億円以下の場合…6% + 145万円 1億円を超える場合…5% + 245万円 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき 5,000万円以下の場合…3% 5,000万円を超え1億円以下の場合…2% + 50万円 (2)1億円を超える場合…1% + 150万円 ロ 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、11の報酬に準ずる。 ハ 事件の処理について裁判上の手続きを要したときは、イ、ロに定めるほか、相応の報酬金を受けとることができる。
14. 行政上の審査 請求・異議申立・ 再審査請求その他 の不服申立事件	着手金	1の着手金の額の3分の2の額
	報酬金	1の報酬金の額の2分の1の額
	※審尋又は口頭審理等を経たときは1に準ずる。 ※着手金の最低額は10万円	

刑事事件の費用について		
事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額
1. 起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の 事案簡明な 刑事事件	着手金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額
	報酬金	（起訴前） 不起訴・・・20万円から50万円の範囲内の額 求略式命令・・・上記の額を超えない額 （起訴後） 刑の執行猶予・・・20万円から50万円の範囲内の額 求刑された刑が軽減された場合・・・軽減の程度による相当額
	着手金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上

2. 起訴前及び起訴後の1以外の事件及び再審事件	報酬金	(起訴前) 不起訴：20万円から50万円の範囲内の一定額以上 求略式命令：20万円から50万円の範囲内の一定額以上 (起訴後) 無罪：50万円を最低額とする一定額以上 刑の執行猶予：20万円から50万円の範囲内の一定額以上 求刑された刑が軽減された場合：軽減の程度による相当額 検察官上訴が棄却された場合：20万円から50万円の範囲内の一定額以上
3. 再審請求事件	着手金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上
	報酬金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上
4. 保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立て	着手金・報酬金	依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものとは別に受けることができる
5. 告訴・告発・検察審査の申立て・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続	着手金	1件につき10万円以上
	報酬金	依頼者との協議により受けることができる。

少年事件の費用について		
事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額
1. 家庭裁判所送致前及び送致後	着手金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額
2. 抗告・再抗告及び保護処分の取消	報酬金	非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分： 20万円から50万円の範囲内の一定額以上 その他： 20万円から50万円の範囲内の額

裁判上の手数料について		
事件等 (手数料の項目)	分類	弁護士報酬の額（手数料額）
1. 証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金と別に受けることができる)	基本	20万円に民事事件の1により算定された額の10%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
2. 即決和解 (本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その	示談交渉を要しない場合	経済的な利益の額が 300万円以下の場合：10万円 300万円を超え3,000万円以下の場合：1% + 7万円 3,000万円を超え3億円以下の場合：0.5% + 22万円 3億円以上の場合：0.3% + 82万円

手数料を別に請求 することが できない。)	示談交渉を要する 場合	示談交渉事件として、民事事件の2、6、ないし8による
3. 公示催告		2の示談交渉を要しない場合と同額
4. 倒産整理事件の 債権届出	基本	5万円から10万円の範囲内の額
	特に複雑又は特殊 な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額
5. 簡易な家事審判 (家事審判法第9条 第1項甲類に属する 家事審判事件で 事案簡明なもの)		10万円から20万円の範囲内の額

裁判外の手数料について		
事件等 (手数料の項目)	分類	弁護士報酬の額 (手数料額)
1. 法律関係調査 (事実関係調査を 含む)	基本	5万円から20万円の範囲内の額
	特に複雑又は特殊 な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定まる額
2. 契約書類及び これに準ずる 書類の作成	定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの： 5万円から10万円の範囲内の額 経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの： 10万円から30万円の範囲内の額 経済的利益の額が1億円以上のもの： 30万円以上
	非定型	・ 基本 経済的な利益の額が 300万円以下の場合：10万円 300万円を超え3,000万円以下の場合：1% + 7万円 3,000万円を超え3億円以下の場合：0.3% + 28万円 3億円を超える場合：0.1% + 88万円 ・ 特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場	上記の手数料に3万円を加算する。
3. 内容証明郵便作成	弁護士名の表示な し	基本：1万円から3万円の範囲内の額 特に複雑又は特殊な事情がある場合： 弁護士と依頼者との協議により定める額
	弁護士名の表示あ り	基本：3万円から5万円の範囲内の額 特に複雑又は特殊な事情がある場合： 弁護士と依頼者との協議により定める額
	定型	10万円から20万円の範囲内の額

4. 遺言書作成	非定型	・基本 経済的な利益の額が 300万円以下の場合：20万円 300万円を超え3,000万円以下の場合：1% + 17万円 3000万円を超え3億円以下の場合：0.3% + 38万円 3億円を超える場合：0.1% + 98万円 ・特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場	上記の手数料に3万円を加算する
5. 遺言執行	基本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合：30万円 300万円を超え3,000万円以下の場合：2% + 24万円 3,000万円を超え3億円以下の場合：1% + 54万円 3億円を超える場合：0.5% + 204万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と遺言者又は受遺者との協議により定める額もしくは複雑又は特殊な事情を踏まえて基本手数料の3倍までの額
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。
6. 会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常精算	資本金若しくは総資産額のうち高い額又は増減資額が 1,000万円以下の場合：4% 1,000万円を超え2,000万円以下の場合：3% + 10万円 2,000万円を超え1億円以下の場合：2% + 30万円 1億円を超え2億円以下の場合：1% + 130万円 2億円を超え20億円以下の場合：0.5% + 230万円 20億円を超える場合：0.3% + 630万円 ※最低額は合併又は分割については200万円、通常精算については100万円、その他の手続については10万円とする。
7. 会社設立等以外の登記等	申請手続	1件につき5万円 ※事案によっては増減できる。
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき1,000円
8. 株主総会等指導	基本	30万円以上
	総会準備も指導する場合	50万円以上
9. 現物出資等証明 (商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の2第3項等に基づく証明)		1件：30万円 ※出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して増減額できる。
10. 簡易な自賠償請求 (自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)		給付金額が 150万円以下の場合・・・3万円 150万円を超える場合・・・給付金額の2% ※損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には増減額できる。

11. 任意後見及び 財産管理・ 身上監護	任意後見契約又は 財産管理・身上監 護 契約締結に先立つ 調査	<手数料> ・基本 5万円から20万円の範囲内 ・特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額
	任意後見契約又は 財産管理・身上監 護契約に基づく委 任事務処理	<月額で定める報酬> 依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行う場合： 月額5,000円から5万円の範囲内の額 依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて、収益不動産の 管理その他の継続的な事務の処理を行う場合： 月額3万円から10万円の範囲内の額
	不動産の処分等日 常的もしくは継続 的委任事務処理に 該当しない事務処 理を要した場合又 は委任事務処理の ために裁判手続等 を要した場合	月額で定める報酬とは別に、この規程の定めにより算定された弁護士報酬 を受けることができる。

顧問料等について		
報酬の種類	区分	弁護士報酬の額
顧問料	事業者の場合	月額5万円以上
	非事業者の場合	年額6万円（月額5000円）以上
日当	半日	3万円以上5万円以下
	一日	5万円以上10万円以下

報酬額欄の※印について

※1 この範囲内で、各弁護士会が「定額」を定めます。お近くの弁護士会でお問い合わせください。

※2 この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定めます。お近くの弁護士会でお問い合わせください。